

熊野川の総合的な治水対策協議会設立趣旨（案）

熊野川流域は、日本有数の多雨地帯である紀伊半島に位置し、洪水が発生しやすい地域特性を有している。

流域の広い範囲で予測困難な深層崩壊等の土砂災害の発生や、土砂流出による河道内への土砂堆積など、洪水における被害リスクを抱えている。

平成２３年９月の台風１２号に伴う未曾有の降雨では、大規模な土砂崩壊、計画規模を超える洪水によって広域で甚大な被害が発生した。

一方、熊野川流域の河川管理は、下流を国が管理し、中上流域では流域の３県がそれぞれ管理を行っている。また、熊野川の水資源を利用する複数の施設管理者、河川利用者が存在している。

このことから、洪水対応等の危機管理において上下流一貫したハード対策及びソフト対策を実施するためにはこれら関係者のより密接な連携が必要不可欠である。

そこで、熊野川の河川管理者である近畿地方整備局、三重県、奈良県、和歌山県と、沿川市町村及びダム管理者は、相互の連携を強化し、熊野川の一貫した総合的な治水対策を推進するため、本協議会を設立するものである。

熊野川の総合的な治水対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条

この会議は、熊野川の総合的な治水対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条

協議会は、熊野川の河川管理者である近畿地方整備局、三重県、奈良県、和歌山県と、沿川市町村及びダム管理者が、緊密な連携を図りながら、熊野川の一貫した総合的な治水対策を推進することを目的とする。

（協議会の構成）

第3条

1. 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。
2. 会長は近畿地方整備局河川部長とし、協議会を総括及び招集する。

（連絡調整会議）

第4条

1. 協議会に連絡調整会議を置く。
2. 連絡調整会議の委員は、別表2に掲げる者とする。
3. 委員長は、近畿地方整備局河川部河川保全管理官とし、連絡調整会議を総括及び招集する。
4. 連絡調整会議は、別途実施されるダム操作に関する技術検討会での議論や各機関の情報等を共有しながら、協議会で検討する全体方針や対策を立案し、協議会へ報告する。

(事務局)

第5条

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、三重県県土整備部、奈良県土木部、和歌山県県土整備部の協力を得て、近畿地方整備局河川部が行う。

(その他)

第6条

1. 本規約の改正は、会長が協議会に諮って行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の委員に諮って定める。

附則

この規約の施行日は、平成24年7月2日とする。

別表 1

近畿地方整備局	河川部	河川部長 紀南河川国道事務所長 紀の川ダム統合管理事務所長 紀伊山地砂防事務所長
三重県		県土整備部長
奈良県		土木部長
和歌山県		県土整備部長
関西電力(株)		土木建築室長
電源開発(株)西日本支店		支店長
十津川・熊野川沿川自治体		天川村長 五條市長 十津川村長 田辺市長 新宮市長 熊野市長 紀宝町長
北山川沿川自治体		上北山村長 下北山村長 北山村長

別表 2

近畿地方整備局河川部	河川保全管理官 河川計画課長 河川管理課長 紀南河川国道事務所副所長 紀の川ダム統合管理事務所副所長 紀伊山地砂防事務所副所長
三重県県土整備部	河川・砂防課長
奈良県土木部	河川課長
和歌山県県土整備部	河川課長
関西電力(株)土木建築室	土木グループ チーフマネジャー
電源開発(株)西日本支店	支店長代理

熊野川の総合的な治水対策協議会 公開方針（案）

協議会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議会の場で定める。

1. 会議の公開

協議会は連絡調整会議を除き、原則として公開する。ただし、非公開が妥当と判断される場合は、協議会に諮って決定する。

2. 会議開催の案内

会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行う。

3. 会議資料の公開

- ・ 会議資料については連絡調整会議を除き、公開を原則とする。
- ・ 発言者の組織上の役職名が入った議事要旨を作成する。
- ・ 議事要旨の内容については、協議会開催後、委員全員が確認を行い、確認完了後に公表を行う。
- ・ 会議資料および議事要旨の公開は、近畿地方整備局のホームページに掲載することにより行う。